

京都市教育委員会教育長告示第21号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所します。

平成27年2月20日

京都市教育委員会  
教育長 生田義久

臨時に休所する日 平成27年2月28日（土）

（総合教育センター研修課）